

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置



※詳細については令和4年度地方債同意等基準運用要綱等を参照。

	公共施設等適正管理推進事業債 (脱炭素化事業)	公営企業債 (脱炭素化事業)	地域活性化事業債	過疎対策事業債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
起債充当率	90%	地方負担額の1/2に事業債(脱炭素化事業)を充当(残余(地方負担額の1/2)については、通常の事業債を充当)	90%	100%	100%
交付税措置	財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	・元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象 ・財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等総合管理計画及び地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公共施設又は公用施設の改修事業【単独】 <ul style="list-style-type: none"> (ア)太陽光発電設備^{注1}の設置 (イ)ZEB基準相当^{注2}への適合^{注3} (ウ)省エネルギー基準^{注4}への適合^{注3} (I)LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公営企業施設の改修事業【単独・補助】 <ul style="list-style-type: none"> (ア)太陽光発電設備^{注1}の設置 (イ)ZEB基準相当^{注2}への適合^{注3} (ウ)省エネルギー改修 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー基準^{注4}への適合^{注3} ・水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等(改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修に限る) (I)LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 分散型エネルギー(太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等)を活用した施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ● 高効率照明機器の整備【単独・補助】 ● 施設の省エネルギー改修【単独】 ● 低公害車の導入【単独】 	<p>過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ● 過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入【単独・補助】 	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく補助事業^{注5}</p>

- (注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。
- (注2) ZEB基準相当とは、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」を指す。
- (注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。
- (注4) 省エネルギー基準とは、BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。)が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。)であることを指す。
- (注5) 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当。